

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第48号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項におい	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア) 一戸建ての住宅 4,800円 (イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積（住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行わ	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項におい	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物の	ア 一戸建ての住宅 4,800円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積（住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項（2）イ並びに5の項（1）イ及び（2）イにおいて同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 9,700円 (イ) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 2万800円 (ウ) 2,000㎡以上、5,000㎡未満

改正後			改正前		
<p>て同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務</p>	<p>に対する審査</p>	<p>れる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項(1)イ(イ)並びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300㎡未満のもの 9,700円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万800円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 4万6,500円</p> <p>d 5,000㎡以上のもの 8万3,400円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物(非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下この項(1)イ(ウ), 5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)床面積(非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積をいう。以下この項(1)イ(ウ), 5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 300㎡未満のもの 9,700円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万7,800円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 8万3,400円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満</p>	<p>て同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務</p>	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査</p>	<p>のもの 4万6,500円</p> <p>(エ) 5,000㎡以上のもの 8万3,400円</p> <p>ウ 非住宅建築物(非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下この項(2)ウ, 5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)床面積(非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積をいう。以下この項(2)ウ, 5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 300㎡未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万7,800円</p> <p>(ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 8万3,400円</p> <p>(エ) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 13万2,000円</p> <p>(オ) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 16万6,000円</p> <p>(カ) 25,000㎡以上のもの 20万8,000円</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項(2)エ, 5の項(1)エ及び(2)エにおいて同じ。)の区分に応じそ</p>

改正後			改正前		
		<p>のもの 13万2,000円</p> <p>e 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 16万6,000円</p> <p>f 25,000㎡以上のもの 20万8,000円</p> <p>(エ) 複合建築物 (イ) に掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項(1)イ(エ), 5の項(1)エ及び(2)エにおいて同じ。)の区分に応じそれぞれ定める額及び(ウ)に掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分の床面積をいう。以下この項(1)イ(エ), 5の項(1)エ及び(2)エにおいて同じ。)の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>(a) 200㎡未満のもの 1万8,000円</p>			<p>れぞれ定める額及びウに掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分の床面積をいう。以下この項(2)エ, 5の項(1)エ及び(2)エにおいて同じ。)の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p>
			(2) その他の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額	<p>(ア) 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a 200㎡未満のもの 1万8,000円</p> <p>b 200㎡以上のもの 1万9,400円</p> <p>(イ) 性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合</p> <p>a 200㎡未満のもの 3万5,400円</p> <p>b 200㎡以上のもの 3万9,600円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p>

改正後			改正前		
		<p>(b) 200㎡以上のもの 1万9,400円</p> <p>b 性能基準等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合</p> <p>(a) 200㎡未満のもの 3万5,400円</p> <p>(b) 200㎡以上のもの 3万9,600円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合</p> <p>(a) 300㎡未満のもの 3万4,000円</p> <p>(b) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 5万9,000円</p> <p>(c) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 10万7,000円</p> <p>(d) 5,000㎡以上のもの 16万1,000円</p> <p>b 性能基準等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合</p> <p>(a) 300㎡未満のもの 7万</p>			<p>(ア) 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 3万4,000円</p> <p>b 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 5万9,000円</p> <p>c 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 10万7,000円</p> <p>d 5,000㎡以上のもの 16万1,000円</p> <p>(イ) 性能基準等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 7万1,500円</p> <p>b 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 11万9,000円</p> <p>c 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 20万3,000円</p> <p>d 5,000㎡以上のもの 29万1,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）</p>

改正後			改正前		
		<p>1,500円</p> <p>(b) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 11万9,000円</p> <p>(c) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 20万3,000円</p> <p>(d) 5,000㎡以上のもの 29万1,000円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a モデル建物法 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合</p> <p>(a) 300㎡未満のもの 9万300円</p> <p>(b) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 15万1,000円</p> <p>(c) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 24万5,000円</p> <p>(d) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 32万円</p> <p>(e) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 38万5,000円</p> <p>(f) 25,000㎡以上のもの 45万1,000円</p> <p>b 標準入力法等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合</p> <p>(a) 300㎡未満のもの 23万</p>			<p>による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 9万300円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 15万1,000円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 24万5,000円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 32万円</p> <p>e 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 38万5,000円</p> <p>f 25,000㎡以上のもの 45万1,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 23万6,000円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000平方メートル未満のもの 38万2,000円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 54万5,000円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 67万2,000円</p> <p>e 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 79万4,000円</p> <p>f 25,000㎡以上のもの 90万6,000円</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる基準 (仕様基準及び性能基準等につ</p>

改正後			改正前		
		<p>6,000円</p> <p>(b) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 38万2,000円</p> <p>(c) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 54万5,000円</p> <p>(d) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 67万2,000円</p> <p>(e) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 79万4,000円</p> <p>(f) 25,000㎡以上のもの 90万6,000円</p> <p>(エ) 複合建築物 (イ) に掲げる基準(仕様基準及び性能基準等)については, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額並びに(ウ) に掲げる基準(モデル建物法及び標準入力法等については, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p>			<p>いては, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額並びに(ウ) に掲げる基準(モデル建物法及び標準入力法等については, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</p>
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に	<p>ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている建築物について, 当該建築物に係る適合証又は市長が別に定める書類の提出がある場合 この項(1)アに掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ当該手数料の額と同一</p>			

改正後			改正前		
	関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の認定申請に対する審査	の額 イ その他の場合 この項(1)イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額			
2 略			2 略		
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。)の変更の認定の申請(4の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査	ア 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、適合証又は市長が別に定める書類の提出がある場合 1の項(1)アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額 イ その他の場合 1の項(1)イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額	3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。)の変更の認定の申請(次の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該変更の内容が同	1の項(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

改正後		改正前	
	<p>(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは市長が別に定める書類の提出がある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項</p> <p>(1) アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>イ その他の場合 1の項 (1) イに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p>	<p>号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がない場合の変更の認定申請に対する審査</p>	<p>1の項 (1) に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
4～7 略		4～7 略	
備考		備考	
<p>1 1の項及び3の項の認定申請に対する審査において2以上の審査対象となる建築物の記載がある場合の手数料の金額は、建築物ごとの手数料の金額を算出し、当該手数料の金額を合算した額とする。</p> <p>2 6の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又</p>		<p>6の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）について算定する。</p>	

改正後	改正前
は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)について算定する。	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。